

運輸安全委員会は、令和7年6月26日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (21件) [ 111KB]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (39件) [ 159KB]

上記事故のうち、神戸事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 遊漁船A(9.1トン) 釣り客負傷

福井県敦賀市立石(たていし)岬北北西方沖において、遊漁船Aは、航行中、波高約2.0mの高い波を乗り越えた際の船体動揺により、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客1人が操舵室の方に飛ばされ負傷した

② 貨物船A(499トン) 乗組員死亡

山口県山陽小野田(さんようおのだ)市小野田港において、貨物船Aは、荷揚げ作業中、船倉で作業を行っていた乗組員1人が、移動してきたクレーンのバケットに当たって死亡した

## 海難防止への インフォメーション

### ① 遊漁船A(9.1トン) 釣り客負傷

(福井県敦賀市立石(たていし)岬北北西方沖において、遊漁船Aは、航行中、波高約2.0mの高い波を乗り越えた際の船体動揺により、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客1人が操舵室の方に飛ばされ負傷した)

#### 【事故概要】

福井県敦賀市立石岬北北西方沖において、遊漁船A(9.1トン、1人乗組、釣り客12人)は、航行中、波高約2.0mの高い波を乗り越えた際の船体動揺により、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客1人が操舵室の方に飛ばされ負傷した

#### 《原因・背景等》

◎ 船長は、船首方に高さ約1.0～1.5mの波を認め、10kn以下に減速したが、船首部の椅子に座っていた釣り客4人が、椅子から落ちて、甲板上に飛ばされたことに気付かず、十分に減速させることも、釣り客を後方に移動させることもしなかったため、その後、高い波(約2.0m)を乗り越えた際の船体動揺により、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客Aが、操舵室の方に飛ばされ、胸部を打った(気が付いたときにはうつ伏せ状態で倒れていた)

○ 船長は、波の状況に意識を向けて操船していたことから、船首部の釣り客の状況に気付かなかった

○ 船長は、高さ約1.0～1.5mの波を受けて船体が動揺していた際、船首部の釣り客の状況を確認し、本船を停止して船首部にいた釣り客を後方のキャビンなど船体中央部より後方に移動させることによって、本事故を防止できた可能性がある

○ 釣り客Aは、胸部に激痛を感じて動くことができず、釣り客Bに介助されて船尾部のキャビンに移動した

#### 《再発防止策》

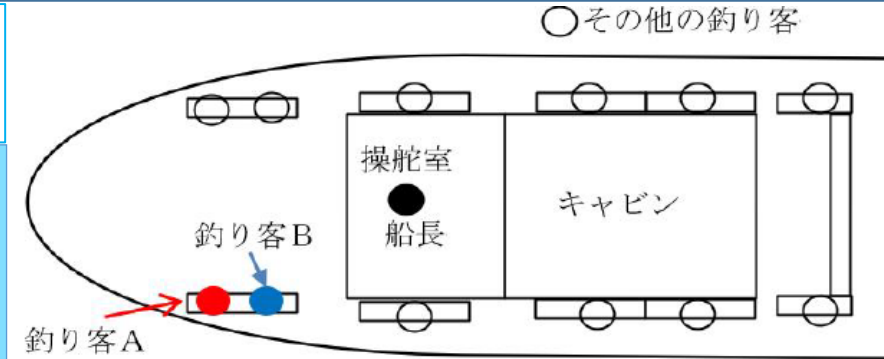
(1) 遊漁船の船長は、波の状況のみならず、釣り客の状況にも常時注意を払いつつ、船体動揺による乗客等への危険が予想される場合には、乗客等に注意を促すとともに船体中央部より後方に移動させること

(2) 遊漁船の船長は、波の影響により船体が動揺するときには、安全な速力まで十分な減速を行い、船体動揺の軽減に努めること

(3) 遊漁船の船長は、負傷者が発生する事故が起きた際、業務規程に定められた連絡先(海上保安庁・漁業協同組合・連絡責任者)に事故発生を連絡するとともに、遊漁を中止して速やかに帰航すること

\* 参照: 運輸委員会ダイジェスト第35号「小型旅客船の安全運航に向けて～ドンッ! 腰が痛い! 小型旅客船における旅客の脊椎骨折事故の防止のために～」 [https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35\\_all.pdf](https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35_all.pdf)

\* 本調査報告書は、R7.6.26に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



釣り客等の位置



椅子から落下後の釣り客A及び釣り客Bの位置

【発生日時】 令和5年7月19日18時30分ごろ

【発生場所】 福井県敦賀市立石岬北北西方沖

【死傷者】 重傷1人(釣り客A: 胸椎圧迫骨折)

【損傷等】 なし

## 海難防止への インフォメーション

# ② 貨物船A(499トン) 乗組員死亡

(山口県山陽小野田(さんようおのだ)市小野田港において、貨物船Aは、荷揚げ作業中、船倉で作業を行っていた乗組員1人が、移動してきたクレーンのバケットに当たって死亡した)

## 【事故概要】

山口県山陽小野田市小野田港において、貨物船A(499トン、5人乗組、土砂約1600t積載)は、着岸して荷揚げ作業中、船倉で作業を行っていた乗組員(航海士B)の下半身に、移動してきたクレーンのバケットに当たって死亡した

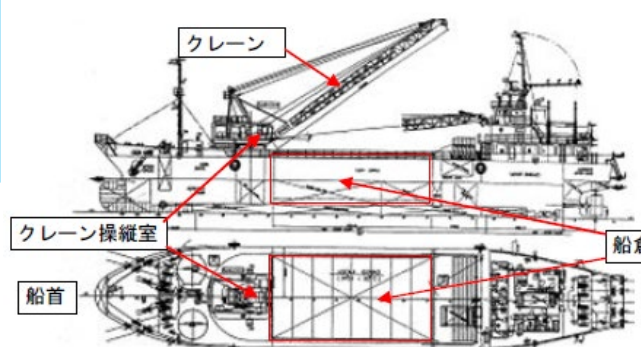
## 《原因・背景等》

- ◎ 航海士Aが、『船倉の倉底及び隅に残った残土をスコップ及び竹ぼうきを使って船倉中央部に集める作業』(以下「本件作業」)中の乗組員(航海士B、機関長、機関士)に、『船倉の残土をバケットで集めること』(以下「バケットの使用」)の作業意図を明確に伝えていない中、船長が、クレーンの操縦を行う際、操縦席から死角になっていた船倉で「本件作業」に当たっていた航海士Bが安全な場所に退避していることを確認しなかった
- 航海士Aは、本件作業中、他の3人の乗組員に何も告げないまま、クレーン操縦室出入口の横に上がって行き、「バケットの使用」を船長に申し出た
- 船長は、「バケットの使用」を行うのは初めてで、なぜそのような申出をするのか分からなかったが、航海士Aがわざわざクレーン操縦室まで上がって来て要望するので、「バケットの使用」を行うこととした
- 船長は、クレーン操縦室出入口の横に航海士Aが立ち続ける中、視認可能な船倉に人影が見えず、「本件作業」中の乗組員が安全な場所に退避していると思い、船倉の左舷船首部にバケットを移動させた
- 機関長、機関士及び航海士Bは、「バケットの使用」を航海士Aから聞いていなかったで、「本件作業」に専念していた

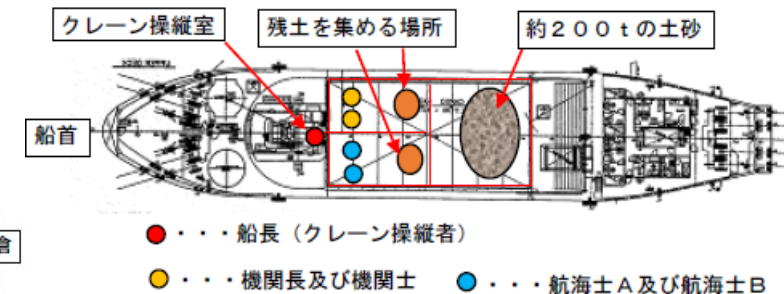
## 《再発防止策》

- (1) 荷役作業を行う乗組員は、相互に積極的な意思疎通を行い、常に情報及び認識を共有すること
- (2) 荷役作業を行う乗組員は、バケットの動線区域を目視により確認するなど、作業上の安全を確保した上でクレーンを操縦すること

\* 本調査報告書は、R7.6.26に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



クレーン及び船倉の配置状況



本件作業時の乗組員の配置状況



船倉の船首側の倉底及び隅の残土の状況



航海士Bの作業状況(再現)



倉底に着地状態のバケット

【発生日時】令和6年7月11日10時15分ごろ

【発生場所】山口県山陽小野田市小野田港

【死傷者】死亡1人(航海士A): 両側大腿骨骨幹部開放骨折による出血性ショック

【損傷等】なし